

改訂版

市町村合併を考えましょう

ふさのくにステップ・アップ
－ 5つの“たいせつ”－



目 次

市町村合併ってなんだろう？.....	1
どうして今、市町村合併なの？.....	2
合併すると何かいいことがありますか？.....	3
市町村合併までの流れ.....	4
市町村合併に対する主な支援策.....	5
合併協議会で話し合いましょう.....	7
参考1 県内市町村合併の「結びつきパターン」ってなに？.....	9
参考2 結びつきパターンごとの合併特別償等の試算.....	10

千葉県

市町村合併ってなんだろう？

● 市町村合併とは

市町村合併とは、2つ以上の市町村が1つになって新しい市町村ができたり、ある市町村を他の市町村に編入したりすることで、これにより効率的な行政運営や広域的なまちづくりを行うことが可能となり、行政サービスの維持・向上を図ろうとするものです。

● よく、「平成17年3月まで」と聞きますが

「市町村の合併の特例に関する法律（いわゆる合併特例法）」の期限が平成17年3月31日までとなっているからです。

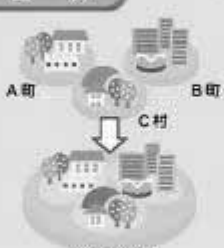
この法律では、自主的な市町村の合併を推進するために、さまざまな特例制度や財政支援などが定められていますが、期限までに合併しないとこれらの支援が受けられません。

ただし、合併特例法の改正が予定されており、平成17年3月までに県に合併申請があり、平成18年3月31日までに合併する場合には、この法律の適用を受け、各種支援措置が受けられる見通しです。

● 合併の方式には、2つの方法があります

新設合併

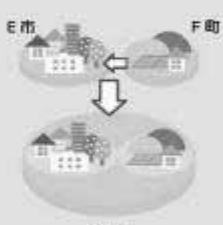
- A町、B町、C村の法人格は消滅し、新たにD市が設置される。
- 首長、議会議員は全員失職し、新たに選挙で選出。
(ただし、議員については引き続き在任できる特例又は定数割増の特例があります。)
- 旧市町村の条例・規則等は全て失効し、新D市が新たに制定。



新しいD市

編入合併

- 編入するE市の法人格は継続し、F町の法人格は消滅。
- 編入されるF町の首長、議会議員は全員失職。
(ただし、議員については引き続き在任できる特例や定数割増の特例があります。)
- 編入するE市の条例・規則が適用される。
(ただし、編入するE市で必要に応じて改正が予想されます。)



E市

● 市町村の移り変わり

県内の市町村数は、「明治の大合併」、「昭和の大合併」を経て、明治21年の2,457市町村が昭和31年9月には105市町村となり、平成16年1月末現在で、79市町村、(33市41町5村)となっています。

現在の市町村数79は、全国で13番目に多い市町村数です。

なお、県内における直近の合併は、平成15年6月6日の野田市と関宿町の合併です。

『市町村数の変遷』

年 月	千 葉 県				全 国	備 考
	市	町	村	計		
明治21年	—	66	2,391	2,457	71,314	
明治22年	—	42	313	355	15,859	市制町村制施行（明22.4.1）〈明治の大合併〉
昭和22年	7	81	226	314	10,505	地方自治法施行（昭22.5.3）
昭和28年10月	10	76	198	284	9,868	町村合併促進法施行（昭28.10.1）〈昭和の大合併〉
昭和31年9月	17	71	17	105	3,975	町村合併促進法失効（昭31.9.30）
昭和40年4月	19	65	10	94	3,392	合併特例法施行（昭40.3.29）
昭和60年4月	28	47	5	80	3,253	合併特例法一部改正（昭60.4.1）
平成15年4月	33	42	5	80	3,190	
平成15年6月6日	33	41	5	79	3,185	野田市と関宿町が合併
平成16年1月	33	41	5	79	3,178	

資料：千葉県市町村合併史等を基に千葉県作成

どうして今、市町村合併なの？

次のような理由があります。

① 住民の生活圏が広がってきたこと。

昭和の大合併から50年、その後の住民の生活圏の広がりや広域行政の取組等、市町村を取り巻く環境は大きく変わっています。広域的なまちづくりや住民サービスの維持、向上という視点に立って市町村のあり方を検討する必要性が高まっています。

② 住民ニーズが多様化していること。

住民ニーズの多様化・高度化が進んでいます。また、介護保険、ダイオキシン対策、生涯学習、情報化などの新たな課題も増えており、これらへの的確な対応が求められています。

③ 地方分権の時代がやってきたこと。

国や県から行政の権限が移り、市町村の役割が大きくなってきます。どんなまちをつくっていくか自ら考え、実行していかなければなりません。そのためには、政策形成・法務能力など自治能力の向上を図るとともに、財政基盤を強化することが求められています。

④ 少子・高齢化が進んでいること。

少子化に歯止めがなされないと、生産年齢人口層が少なくなり、税収が減少するとともに、高齢化の一層の進展により、高齢者に対する福祉サービスや医療にかかるお金が増えることが予想されています。(図表1)

⑤ 国も地方も財政状況がととも悪化していること。

国、地方を合わせると借金(長期債務残高)は約700兆円にとどくほどになっています。主要財源である地方交付税(※)は、現在その財源の1/3以上を借り入れによっており、その確保が難しくなっています。(図表2)

※ 地方交付税

地方自治体の財政力には格差があるため、各自治体が一定水準の行政サービスを行えるように所得税など国税の一定割合の額を財政力に応じて配分するものです。

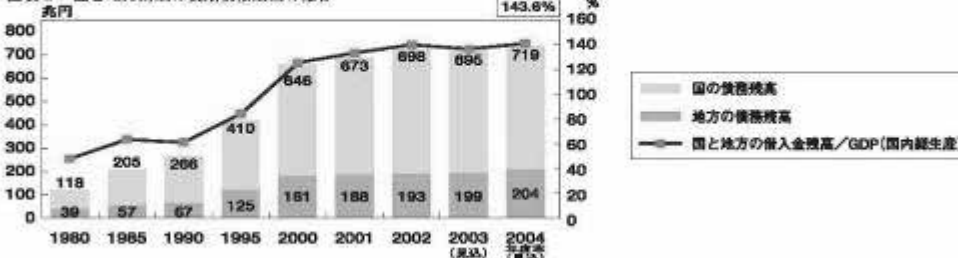
第27次地方制度調査会の「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」では、地方分権の担い手として基礎自治体の規模・能力をさらに充実強化するため、合併特例法失効後も新法を制定し、引き続き市町村合併を推進することが求められています。

図表1 将来人口と世代別人口の推移予測

区分	年	平成12年	平成27年	平成42年
		(2000年)	(2015年)	(2030年)
総人口	全国	1億2,693万人	1億2,647万人	1億1,756万人
	千葉県	593万人	610万人	576万人
年少人口比率 (15歳未満)	全国	14.6%	12.8%	11.3%
	千葉県	14.2%	12.5%	10.5%
生産年齢人口比率 (15歳以上65歳未満)	全国	68.1%	61.2%	59.2%
	千葉県	71.6%	61.7%	59.0%
老年人口比率 (65歳以上)	全国	17.4%	26.0%	29.6%
	千葉県	14.1%	25.7%	30.4%

出典 国立社会保障・人口問題研究所
「日本の将来推計人口
(平成14年1月推計)」
「都道府県の将来推計人口
(平成14年3月推計)」

図表2 国と地方財政の長期債務残高の推移



合併すると何かいいことがありますか？

● 住民の利便性が向上します

利用可能な窓口が増加し、住民票の発行などの窓口サービスが、住居や勤務地の近くなど多くの場所で利用可能になります。

利用が制限されていた他の市町村の公共施設（図書館、スポーツ施設、保健福祉センター等）が利用しやすくなります。

● 広域的視点に立ったまちづくりと施策が展開できます

広域的な視点に立って、道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を生かしたゾーニングなど、まちづくりを効果的に実施することができます。

● サービスが多様化・高度化されます

行財政基盤の強化によって、行政サービスの充実や安定が図られます。

小さな市町村では、対応が難しかった女性政策や国際化、情報化などの専門性の高い行政分野にも職員を配置できるようになり、サービスの幅が広がります。

● 行財政の効率化が図られます

事務職員や議員、各種委員などの数が減って経費が削減できます。

例えば、平成13年1月に合併した人口約18万人の西東京市では合併後10年間で約190億円の経費削減ができるとのことでした。

心配なこともあるのですが…

Q. 役場が遠くなって、今よりも不便になるのでは？

A. 合併する前の市役所や役場は、一般的に合併した後も支所などとして残り、いままでと同じように窓口サービスが受けられます。

また、情報通信技術の発展によって、近い将来、家に居ながらにして申請などができるようになり、空間距離は問題にならなくなると考えられます。

Q. 合併すると、周辺地域はさびれてしまうのでは？

A. 合併前に、地域の住民のみなさんのさまざまな意見を反映させながら、市町村間で合併後のまちづくりをどのように進めていくかを話し合います。中心部だけではなく、周辺部のことにも配慮したまちづくりの計画（「市町村建設計画」といいます）をつくるのが大切です。

Q. 今の地名や地域のお祭りはなくなってしまうの？

A. 地域の歴史や文化、伝統を生かして魅力あるまちづくりを進めることはこれからも大事なことです。例えば、旧市町村の名称を町・字名や学校などの公共施設の名称などとして残すこともできます。また、合併を機に地域の資料館などを整備したりして、新しいまちの貴重な財産として守っていくこともできます。地域の歴史や文化を再発見するいいチャンスと考えてはどうでしょう。

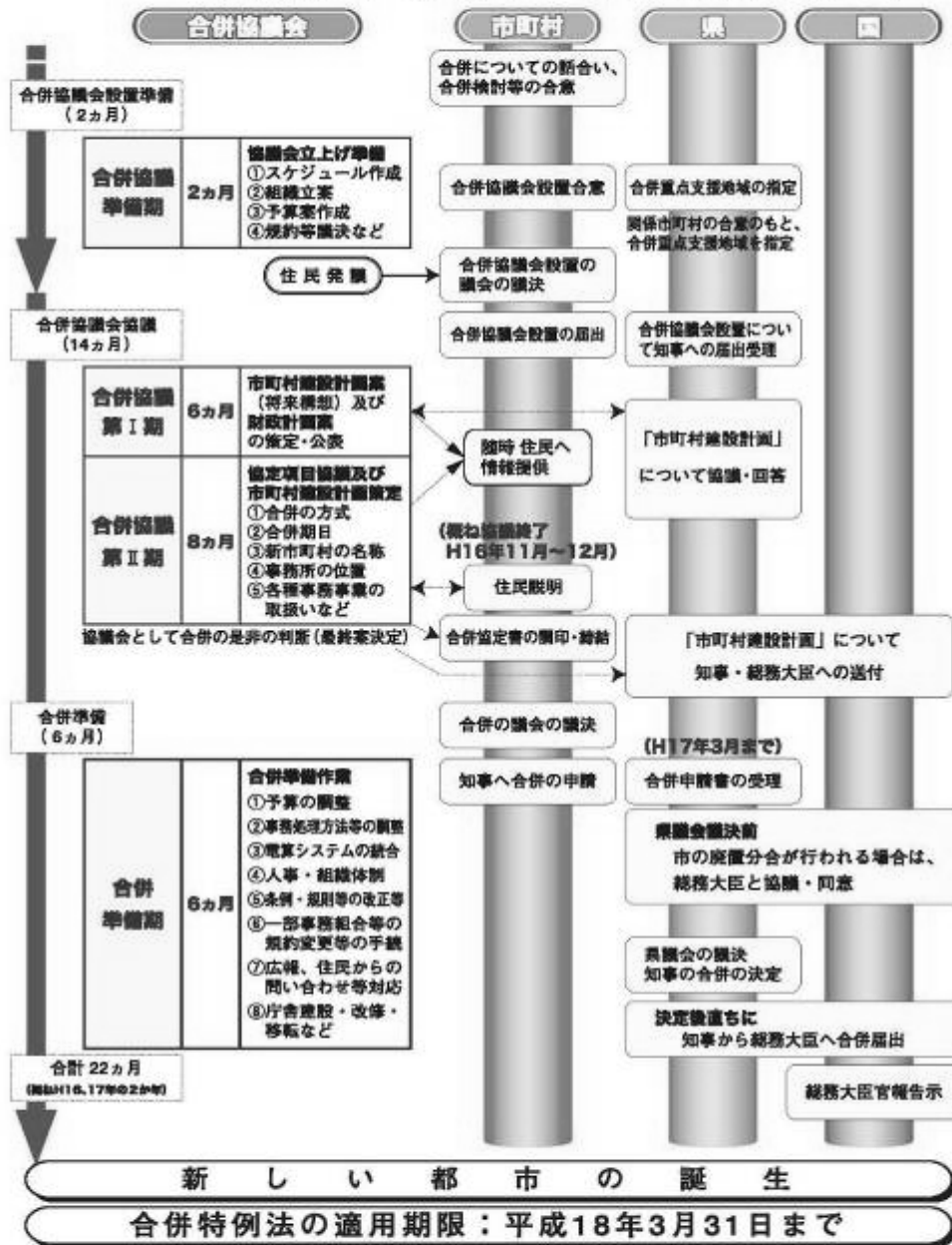
Q. 人口が少なく財政力も弱いまち同士が合併しても、メリットはあるの？

A. 過疎や高齢化が進んでいる市町村こそ、職員や財源を効率的に活用していくために、むしろ積極的に行政の広域化を検討する必要があります。

合併さえすればすべての問題が解決するわけではありません。まずは、自分たちの住むまちを良くしていこうという気持ちが必要です。合併は住民のみなさんの生活に影響を及ぼすことです。合併のメリットも問題点もよく検討した上で決定しましょう。

市町村合併までの流れ

(合併特例法の改正を想定し、平成17年3月までに合併申請した場合のスケジュール)



※ 合併特例法が改正され、経過措置が設けられた場合、同法の適用を受けるためには、平成17年3月までに県に合併申請を行い、平成18年3月31日までに合併する必要があります。

※ このスケジュールは、総務省の「市町村合併法定協議会運営マニュアル」に示された標準的な協議期間を示したものであり、地域の実情や合併の枠組みによって、個別具体的に合併協議のスケジュールを立てる必要があります。

市町村合併に対する主な支援策

国

国では、合併特例法の期限（平成17年3月31日）内での市町村合併の促進を図るため、次のような支援策を講じています。

合併前	<ul style="list-style-type: none"> ● 合併準備補助金 法定合併協議会（※1）が行う「市町村建設計画」の作成や構成市町村が実施する合併の準備等に要する経費に対する補助 ● 合併特例事業（合併前） 合併重点支援地域の指定を受けた市町村が連携し、実施する公共施設の整備事業について、地方債（※2）を財源とすることができる（合併推進債・充当率90%元利償還金の交付税算入率50%） ● その他の支援策 ・ 合併準備経費、合併移行経費に対する特別交付税措置 	<p>※1 法定合併協議会 合併特例法に基づき設置される合併についての正式な話し合いの場です。</p> <p>※2 地方債 地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を越えて行われるものをいいます。</p>
合併後	<ul style="list-style-type: none"> ● 合併市町村補助金 合併に伴い必要な事業として「市町村建設計画」に位置付けられた事業に対する補助 ● 普通交付税の算定の特例（合併算定替） 合併年度及びこれに続く10か年度について、合併しなかった場合の旧市町村ごとに算定される額の合算額を下回らないように普通交付税を措置し、その後、5か年度は段階的に縮減する激変緩和措置 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 合併特例事業（合併後） 市町村建設計画に基づいて合併年度及びこれに続く10か年度の間実施する公共的施設の整備事業に要する経費及び市町村の一体感の醸成・旧市町村の区域の地域振興等のために設けられる基金の造成に要する経費について、地方債を財源とすることができる（合併特例債） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● その他の支援策 ・ 合併直後の臨時的経費に対する財政措置 （基本構想の策定や電算システムの統一化等の経費について普通交付税措置） ・ 市町村合併に対する特別交付税措置 （合併関係市町村間の公共料金格差の調整や公債費負担格差の是正に対応するため特別交付税により包括的に措置） 	

● 国の「市町村合併支援プラン」

市町村合併支援プランとは、国の市町村合併支援本部が、関係省庁の連携による支援策を最大限活用して市町村の合併によるまちづくりを支援するために、平成13年8月30日に策定したものです。その後、平成14年8月30日に改訂を行って支援策を追加・拡充しました。

【 支援プランの対象地域 】

- ① 都道府県から合併重点支援地域（※3）に指定された市町村
- ② 平成17年3月までに合併した市町村

※3 合併重点支援地域

国の指針で示された基準をもとに、合併に向けた取組を行っている市町村をその要請に基づいて県が指定します。

【 市町村合併支援策の例 】

- 主に、社会資本整備に充てる補助金の優先採択、重点投資などを実施
- ・快適な暮らしを支える社会基盤の整備（道路の整備、公園・緑地の整備）
 - ・豊かな生活環境の創造（廃棄物処理対策の推進、上水道の整備） など

県

県では、平成13年7月に市町村の合併に対する取組を全庁的に支援するため、知事を本部長とする「千葉県市町村合併支援本部」を県庁内に設置し、独自の支援プラン「新しいまちづくり支援プラン」を決定しました。

合併前	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村合併支援補助金 合併重点支援地域内の市町村等が実施する次の事業に要する経費について補助金を交付 ア 合併に係る調査研究、住民意識調査、啓発事業 イ 歴史文化の継承、コミュニティ育成などの課題解決のための検討調査事業 ウ 法定合併協議会の運営事業 エ コミュニティ施設整備事業 ● 市町村合併アドバイザーの派遣 市町村等からの申請に基づき、研究会、講習会などへ講師等を派遣 ● 合併協議会等に対する人的支援 要請に基づき、協議会への委員としての参画、協議会事務局への職員の派遣 合併協議会設置、運営、市町村建設計画策定等について助言
合併後	<ul style="list-style-type: none"> ● ふさのくに合併支援交付金 伝統文化保存やコミュニティ育成のための事業、行政格差是正のための基盤整備事業等に要する経費について交付金を交付 交付額：5億円＋（合併関係市町村数－2）×1億円（10億円限度）合併後5年間で交付 ● 市町村振興資金の無利子貸付（合併前にも適用されます） 合併重点支援地域内の市町村が行う合併準備に要する事業、新市町村が市町村建設計画に基づいて行うまちづくりのための建設事業に対し、無利子の資金を貸付 ● その他の支援策（主なもの） 市町村建設計画に位置付けられた県事業について、重点的な実施に配慮 新市町村が市町村建設計画に基づき実施する事業等について補助金の採択に配慮

合併協議会で話し合いました

合併特例法に基づく合併協議会の設置イコール合併ではありません。“合併を行うこと自体の可否も含め”、合併について判断材料をつくり、あらゆることを話し合う場です。

将来のまちづくり計画や財政計画、住民サービス、住民負担の水準等を話し合い、その内容は住民へ情報提供され、住民の意見も反映することができます。

● 合併のための諸条件を協議します

◀ 主な協議項目 ▶

基本項目	●合併の方式	●合併の期日	●新市町村の名称	●新市町村の事務所の位置
その他	●財産の取扱い ●特別職の身分の取扱い ●条例、規則等の取扱い ●公共的団体等の取扱い ●国民健康保険事業の取扱い	●議会の議員の定数及び任期の取扱い ●一般職員の身分の取扱い ●一部事務組合等の取扱い ●補助金、交付金等の取扱い ●介護保険事業の取扱い	●地方税の取扱い ●使用料、手数料等の取扱い ●町名・字名の取扱い ●各種事務事業の取扱い など	

行政サービスや住民負担の調整

税金や福祉、教育文化などの住民負担や行政サービスは、市町村によって異なるものが多いため、合併協議会で調整を行います。

住民の生活に直接大きな影響を及ぼす問題なので、急激な変化を及ぼすことのないよう配慮し、サービスが向上するよう努める必要があります。

◀行政サービス等の調整の例▶

項目	A 市	B 町	調整方針
都市計画税	税率0.3%	なし	旧A市地域については従前どおりとする。旧B町地域については課税しない。ただし、区域区分（線引き）が行われた場合は合併年度及びこれに続く5年間に限り不均一課税を行う。
ごみ収集	可燃ごみ 週2回 不燃ごみ 週1回 粗大ごみ 個別申込 プラスチックごみ 週1回 資源(7びんイ缶) 週1回	可燃ごみ 週2回 不燃ごみ 週2回 粗大ごみ 個別申込 資源 週1回	合併時にA市の制度に統一する。
水道料金	一般家庭(口径13mm, 20㎡) 3,500円	一般家庭(口径13mm, 20㎡) 2,800円	合併時にB町の制度に統一する。
保育所	【保育時間】 月～金曜 8:00～18:30 土曜 8:00～12:30	【保育時間】 月～金曜 7:00～19:00 土曜 7:00～13:00	合併時にB町の制度に統一する。需要等を勘案し、一部施設について延長保育実施を検討する。
	【保育料】 最高月額 50,000円	【保育料】 最高月額 54,000円	合併時にA市の制度に統一する。
国民健康保険税	<医療分> 所得割 7.0% 資産割 30% 均等割 18,000円 平等割 20,000円 勤労者夫婦世帯の算定例 220,000円	<医療分> 所得割 8.0% 資産割 40% 均等割 20,000円 平等割 24,000円 勤労者夫婦世帯の算定例 255,000円	合併時にA市の制度に統一する。

※ 野田市と関宿町では、884項目にわたる事務事業について調整が行われました。

● 将来のまちの姿となる市町村建設計画をつくります

合併後、概ね10年の期間について、新しいまちづくりの基本方針や、施策を盛り込んだ「市町村建設計画」を作成します。

《市町村建設計画の例》

I	序論
1	合併の必要性
2	計画策定の方針
II	市町村の概況
III	主要指標の見通し
1	人口
2	世帯
IV	新市町村建設の基本方針
1	新市町村の将来像
2	新市町村の基本目標
3	新市町村建設の基本方針
4	土地利用等
5	地域別整備の方針
V	新市町村の施策
1	自然環境の保全と活用
2	都市基盤の整備
3	生活環境の整備
4	保健・医療と福祉の充実
5	教育・文化の充実
6	産業の振興
7	連携・交流の促進
8	開かれたまちづくりの推進
9	行財政運営の効率化
VI	新市町村における県事業の推進
VII	公共施設の適正配置と整備
VIII	財政計画

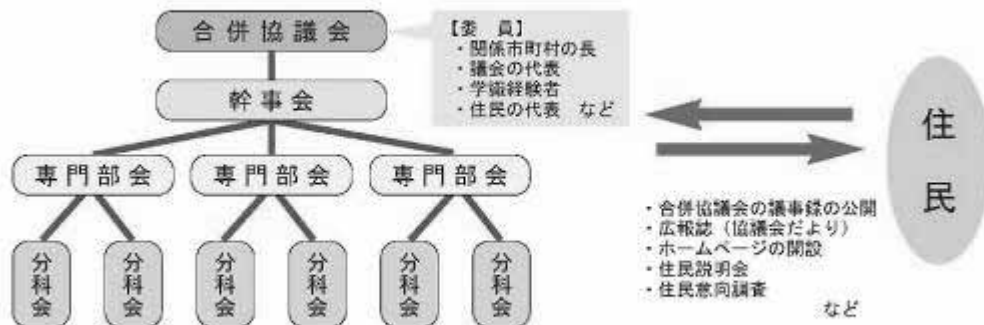
【新市町村の施策の例】

- 防災対策の充実
 - 消防緊急情報システムの整備
- 公共交通の拡充
 - コミュニティバスの運行
- 健康・福祉の充実
 - 健康づくり支援センターの整備
- 生涯学習の推進
 - 図書館の整備
- 駅周辺の整備
 - 〇〇駅周辺まちづくりの推進
- コミュニティの活性化
 - 活動拠点としての公民館や業会所等の整備

● 住民に十分な情報提供を行いながら協議を進めていきます

合併協議会の委員に、住民代表が参加している事例も多く、協議内容は、広報誌や住民説明会などを通じて広く住民に提供されます。

市町村合併は、住民の日常生活や地域の将来に大きな影響を及ぼすため、市町村等からの情報をもとに住民のみなさんが自らの問題として考えていくことが大切です。



参考 1

県内市町村合併の「結びつきパターン」ってなに？

県では、平成12年12月に策定した「千葉県市町村合併推進要綱」において、市町村や住民が市町村合併について検討や議論する際の参考や目安になるものとして25通りの「結びつきパターン」を例示しました。この他の組み合わせも考えられます。

この結びつきパターンは、通勤や買い物等の県民の日常生活でのつながりや、広域市町村圏、一部事務組合等の行政的つながりや共通の地域政策課題への対応など、客観的な地域のつながり等を基準とし、とりまとめました。



コラム ～第27次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」(平成15年11月)の概要～

- 平成17年4月以降も合併に関する新しい法律を制定し、一定期間さらに合併を推進
 - 合併特例債等、現行の合併特例法のような財政支援措置はとらない。
 - 合併に関する障害を除去するための特例は引き続き残す。
(例) 合併算定費、地方税の不均一課税、議員の在任特例等
- 都道府県が市町村合併に関する構想を策定。合併に関するあつせん、勧告を実施
 - 構想は、現行の合併特例法の下で合併に至らなかったが、基礎自治体の規模・能力の充実に図るため、なお合併を行うことが期待される市町村を対象
 - ・生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図るための合併
 - ・指定都市、中核市、特例市等を目標とする合併
 - ・小規模な市町村に係る合併 等

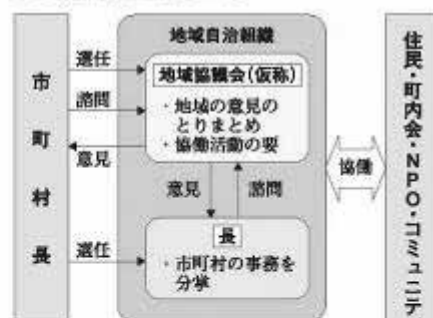
※構想を策定するに当たっての小規模な市町村としては、おおむね人口1万人未満を目安。ただし、人口だけでなく、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、現行合併特例法の下で合併を行った経緯についても考慮

3 地域自治組織制度の創設

- 基本的な考え方

市町村内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、地域自治組織を市町村の判断によって設置すべき。
- 制度のポイント
 - ・必要と考える市町村が任意に設置できる制度(一般制度)として導入。合併市町村に限り、法人格を有するタイプ(特別地方公共団体)を、旧市町村単位に、合併後の一定期間、設けることができる制度とする。
 - ・区域、名称、分掌事務の範囲などは、自主性を尊重
 - ・公職選挙法による選挙は導入しない
 - ・長は、市町村長が選任
 - ・地域協議会の構成員は、原則無報酬
 - 一般制度…市町村長が自治会、町内会、PTA、各種団体等地域の多様な団体からの推薦や公募に基づき選任
 - 法人格を有するタイプ…合併協議で選出方法を定める(公職選挙法によらない選挙、公募等を想定)

地域自治組織イメージ



- 地域自治組織の機能
 - ①住民の意向の反映
 - ②行政と住民等との協働による地域づくりの場
 - ③従来の支所・出張所機能

参考2 結びつきパターンごとの合併特例債等の試算

※ 下記の結びつきパターンは例示ですので、他の組み合わせも考えられます。

地域	番号	関係市町村名	人口 (千人)	面積 (ha)	合併特例債			臨時経費 普通交付税 基準財政需要 額(5年) 億円	合併市町村 特別交付税 額(3年) 億円	合併市町村 補助金 (3年) 億円
					標準全体事業 費(10年) a 億円	標準基金規模 (上限) b 億円	交付税措置推 計額(概算) (10/20/30/40/50) 億円			
千葉・ 茨城地 域	※	人口の多い千葉・東京圏地域の市については、ある程度行財政基盤が充実していることから、市町村の「結びつきパターン」は原則として例示していません。これらの市については、一層のステップアップを目指した自主的な取組が期待されます。								
	1	千葉市・四街道市	970	307	348.3	40	258.2	30.0	7.3	5.1
	2	野田市・霞ヶ丘町	151	104	244.0	25	178.9	8.6	6.6	4.5
印 旛 地 域	3	船市・沼南町	374	115	288.0	40	218.1	19.7	5.8	4.5
	4	印西市・白井市・印旛村・本誓村・栄町	156	192	587.6	40	417.4	15.4	11.7	8.1
	5	佐倉市・四街道市・八潮市・酒々井町	346	232	648.6	40	457.9	27.4	18.5	8.7
	6	佐倉市・酒々井町・印旛村	202	169	324.0	33	237.4	13.9	5.2	6.0
	7	成田市・八潮市・富里市・酒々井町	238	279	611.9	40	433.5	19.4	14.6	7.8
	8	成田市・富里市・栄町・下坊町・神崎町・大栄町・多古町・芝山町	225	436	696.6	40	489.8	30.0	13.8	11.4
	再編①	四街道市・千葉市	970	307	348.3	40	258.2	30.0	7.3	5.1
	9	佐原市・下坊町・神崎町・大栄町・小見川町・山田町・茨田町・多古町・東庄町	154	484	675.0	40	475.5	23.9	12.3	11.7
香 取 地 域	10	佐原市・下坊町・神崎町・大栄町・茨田町・多古町	99	324	498.9	40	358.4	11.9	9.1	7.2
	11	小見川町・山田町・東庄町	54	160	211.3	22	155.1	4.6	7.7	4.5
	12	佐原市・神崎町・茨田町	60	169	178.0	20	131.7	5.0	5.6	3.3
	13	茨田町・獅子市	96	130	195.2	19	142.4	5.8	4.7	3.6
	再編②	下坊町・神崎町・大栄町・多古町・成田市・富里市・茨田町・芝山町	225	436	696.6	40	489.8	30.0	13.8	11.4
	14	獅子市・八日市場市・旭市・海上町・飯岡町・光町・豊栄町・千満町	205	349	692.1	40	486.8	28.1	13.6	12.0
東 総 地 域	15	旭市・海上町・飯岡町・千満町	71	130	286.8	28	209.3	6.8	7.8	5.4
	16	八日市場市・光町・豊栄町	55	135	196.4	21	144.6	4.7	7.3	4.5
	再編③	獅子市・茨田町	96	130	195.2	19	142.4	5.8	4.7	3.6
	17	東金市・大刺白里町・九十九里町・成東町・山武町・蓮沼村・松尾町・横芝町・芝山町	210	395	736.3	40	516.2	30.0	15.1	12.6
山 武 地 域	18	東金市・大刺白里町・九十九里町・成東町	151	218	543.2	40	387.8	12.9	11.5	6.6
	19	成東町・山武町・蓮沼村・松尾町・横芝町・芝山町	64	223	460.9	40	333.1	10.4	9.5	7.5
	再編④	芝山町・成田市・富里市・栄町・下坊町・神崎町・大栄町・多古町	225	436	696.6	40	489.8	30.0	13.8	11.4
長 生 地 域	20	茂原市・一宮町・崎沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町	160	327	555.0	40	395.7	20.2	10.0	9.9
美 防 地 域	21	津城市・大多喜町・夷隅町・御宿町・大深町・新町	86	406	479.5	40	345.5	10.6	9.8	7.8
安 房 地 域	22	館山市・鴨川市・富津町・富山町・館南町・三芳村・白浜町・千倉町・丸山町・和田町・天津小湊町	147	577	668.0	40	470.8	27.1	11.7	12.6
	23	館山市・富津町・富山町・館南町・三芳村・白浜町・千倉町・丸山町・和田町	109	386	553.3	40	394.5	17.7	9.5	10.2
	24	鴨川市・和田町・天津小湊町	43	224	150.9	19	113.0	4.0	5.7	3.3
志 津 地 域	25	木更津市・志津市・富津市・袖ヶ浦市	326	758	677.8	40	477.3	26.0	18.2	9.3

※人口：平成12年国勢調査人口

標準全体事業費：新市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置。標準全体事業費の95%が合併特例債充当可能であり、その元利償還金の70%が交付税算入される。

標準基金：新市町村振興のための基金造成に対する財政措置。標準基金規模の1.5倍を上限の目安（ただし40億円まで）。上限額の95%が合併特例債充当可能であり、その元利償還金の70%が交付税算入される。

臨時的経費普通交付税基準財政需要額：合併直後の臨時的経費（行政の一体化や、行政水準・住民負担水準の格差是正のための事業等を対象）にかかる財政措置。30億円を上限とし、通常の普通交付税に、5年間均等に上乗せされる。合併から5か年度の合計額を示す。

合併市町村特別交付税：新しいまちづくりや公共料金格差是正、公費負担格差是正等について包括的に措置。合併年度または翌年度から3か年度の合計額を示す。

合併市町村補助金：合併年度からの3か年度の合計額を示す。

5つの“たいせつ”

- 一、福祉や環境など、ちばのくらしを大切にする市町村合併
高齢者や女性などが安心して暮らせるまちづくりや環境問題など、くらしに関わる身近な行政サービスの向上に取り組む市町村合併を応援します。
具体的には、健康づくり、介護保険、高齢者福祉、男女共同参画、乳幼児医療、子育て支援、交通弱者対策、ダイオキシン対策などを大切にします。
- 二、コミュニティの育成など、ちばのつながりを大切にする市町村合併
人と人、地域と地域、住民と行政のつながりを基本に、いきいきとしたまちづくりに取り組む市町村合併を応援します。
具体的には、コミュニティの形成、NPO活動の支援・連携・協働、地縁を基にした人のつながり、地域間交流、住民参画、情報公開などを大切にします。
- 三、歴史・文化・伝統など、ちばの個性を大切にする市町村合併
千葉がこれまでも育み、地域を特色づけてきた文化や歴史を子孫たちに伝え、新たな千葉らしさの創造に取り組む市町村合併を応援します。
具体的には、地域の祭り、歴史・文化・伝統の保持・育成、地名、生活圏・生活実感などを大切にします。
- 四、産業振興など、ちばの活力を大切にする市町村合併
少子高齢化による活力低下をねえ返し、交際人口を増やすなど、地域が元気になるための市町村合併を応援します。
具体的には、産業振興、雇用の確保、地域の知名度・イメージの向上による経済効果などを大切にします。
- 五、地方分権など、ちばのみらいを大切にする市町村合併
市町村が、時代の変化に対応し、地域の課題に自らの考えと責任で主体的に対応できる足腰の強さと能力を身につける、未来志向型の市町村合併を応援します。
具体的には、地域の発展可能性の拡大（IT振興、教育の充実）、千葉主催の確立、地方分権への対応、財政問題への対応などを大切にします。

くわしくは、ホームページでもご覧になれます。

総務省ホームページ

<http://www.mha.go.jp/gapei/index.html>

千葉県ホームページ

http://www.pref.chiba.jp/syozoku/a_shichou/kouiki/gapei.html

このパンフレットに関するお問い合わせ先

〒260 8667 千葉市中央区市港町1-1
千葉県 総務部市町村課 市町村合併支援室まで

Phone:043-223-2147

E-mail:gapei@mz.pref.chiba.jp

(平成16年2月発行)